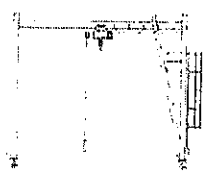
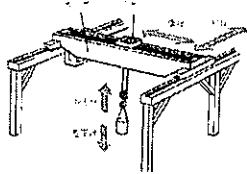


『クレーン運転特別教育』開催について



クレーンとは、荷を動力を用いてつり上げ、及びこれを水平に運搬する事を目的とする機械装置のうち、移動式クレーン及びデリックを除いたものと定義されています。

つり上げ荷重5トン未満のクレーンの運転の業務に従事するためには労働安全衛生法及びクレーン等安全規則により、特別教育等を修了することが義務付けられています。

今回事業主に代わり学科・実技の集合教育を行い、講習修了者には特別教育修了証を発行いたします。無資格の方はこの機会に受講されることをお勧めいたします。

- ◎ 日 時 【学科講習】令和7年7月5日(土) 8:00~18:30
【実技講習】令和7年7月6日(日) 8:00~12:00
- ◎ 会 場 【学科講習】富士宮商工会議所 【実技講習】(株)中野機械
(富士宮市豊町18-5) (富士宮市小泉813-2)
- ◎ 講習料金 受講料 18,480円(消費税込 学科講習、実技講習、テキスト代・修了証交付手数料等全て含む)
- ◎ 受講資格 18歳以上 男女
- ◎ 定 員 40名(定員になり次第締切り。申込の際は空席の有無を電話にて確認の事。)
- ◎ 申込手続 所定受講申請書(含写真1枚「クテ40mm×ヨコ30mm」)を、商工会議所迄お持ちください。請求書と受講票を発行させていただきます。(複数の申込者がいる場合は、受講申請書をコピーしてご利用ください。)

募集開始日	会員	令和7年5月12日(月)から
	非会員	令和7年5月19日(月)から

- ◎ 講習内容 1. クレーンに関する知識(3時間) 2. 関係法令(1時間)
3. 運転のために必要な力学に関する知識(2時間)
4. 原動機及び電気に関する知識(3時間) 5. 実技講習(4時間)
- ◎ 留意事項 1. 代理出席はもちろん、遅刻、早退は失効となります。当日キャンセル・欠席は、基本的には返金等できません。
2. 学科講習においては、受講票・筆記用具を持参し、実技講習においては実技にふさわしい服装にて参加のこと。
3. 学科、実技共修了試験を実施致します。
4. 受講者は、10分前迄に会場にて受付を完了してください。

◎ 講習実施団体 静岡労働局長登録教習機関 (一社)労働技能講習協会

富士宮商工会議所
☎26-3101
富士宮市豊町18-5

クレーン運転特別教育 受講申請書

No.

フリガナ				
氏 名				
生年月日	昭和・平成	年	月	日 (才)
現住所 <small>(修了証記載住所)</small> <small>※体調不良等に備え 本人以外の緊急連絡 先を必ずご記入くだ さい。</small>	(〒) 連絡先☎(携帯可) _____ 緊急連絡先(ご本人以外携帯) _____			
会社名 及び 所在地 <small>※個人申込者は記入 不要</small>	会社名: (〒) TEL. _____ FAX. _____			
お支払い情報	振込日	月	日	振込名義

(写真は上三分身、脱帽、背景無地が原則、スピード写真の場合は、一般証明用サイズを選択のこと。)

代理受購防止により受付時写真との照合を行う場合があります。

のりしろ

修了証用
写真貼付
タテ 4.0cm
ヨコ 3.0cm

【修了証の統合について】

すでに当協会発行の特別教育等修了証を所持している方は、今回の修了証とあわせて一枚にまとめることができます(無料)。

ただし、他団体で発行した特別教育等修了証及び技能講習修了証は統合できません。

修了証の統合を 《 希望する 希望しない 》 (○でご記入願います。)

※ 提出された個人情報は、講習会に関する業務及び修了後のデータ管理業務に使用します。

一般社団法人 労働技能講習協会 〒171-0052 東京都豊島区南長崎 4-20-5 アバン南長崎ビル5階
TEL 03-6908-0434 FAX 03-6908-3373 <https://www.rougi.or.jp>